













# 参考資料

## 主な生涯学習関連施設

施設名	詳細 (二次元コード)	完成年	備考
ほうふしこうかいどう 防府市公会堂		昭和 3 5 (1960)年	
ぶんかふくしかいかん 防府市文化福祉会館		昭和 4 7 (1972)年	防府市勤労青少年ホーム、防府市文化センター、防府福祉センター
ほうふしスポーツセンター やきゅうじょう 野球場		昭和 5 0 (1975)年	
ほうふしスポーツセンター うんどうひろば 運動広場		昭和 5 5 (1980)年	
防府市サイクリングターミナル		昭和 5 6 (1981)年	
ほうふしほけん 防府市保健センター		昭和 5 9 (1984)年	
ちゅうこうねんれいろうどうしや 防府市中高年齢労働者 ふくしほうふ 福祉センター (サンライフ防府)		昭和 6 1 (1986)年	
むこうしまうんどうこうえんたもくてきひろば 向島運動公園多目的広場		昭和 6 2 (1987)年	
ほうふしスポーツセンター りくじょうきょうぎじょう 陸上競技場		平成 2 (1990)年	
みたじりえんでんきねんさんぎょうこうえん 三田尻塩田記念産業公園		平成 4 (1992)年	入浜式塩田の復元施設ほか
ほうふしスポーツセンター ぶどうかん 武道館		平成 5 (1993)年	武道場、弓道場
むこうしまうんどうこうえん 向島運動公園テニスコート		平成 7 (1995)年	
せいしょうねんかかくかん 防府市青少年科学館 (ソラール)		平成 1 0 (1998)年	

ちいきこうりゅう 防府市地域交流センター (アスピラート)		平成10(1998)年	音楽ホールほか
さんてつぶんこほうふしりつほうふとしょかん 三哲文庫防府市立防府図書館		平成18(2006)年	ルルサス防府(3階)
ちいききょうどうしえん 防府市地域協働支援センター		平成18(2006)年	ルルサス防府(2階)
ぶんかざいききょうどしりょうかん 防府市文化財郷土資料館		平成20(2008)年	
たいいくかん 防府市スポーツセンター (ソルトアリーナ防府)		平成22(2010)年	
ほうふちいきしよくぎょうくんれん 防府地域職業訓練センター		平成4(1992)年	平成23年度から市が管理運営
えいうんそう 防府市英雲荘		平成23(2011)年	
防府市スポーツセンタープール		平成26(2014)年	
さんとうか 山頭火ふるさと館		平成29(2017)年	
じんこうしばたもくてき 防府市スポーツセンター 人工芝多目的グラウンド		平成30(2018)年	
こうみんかん 公民館※		牟礼・松崎・佐波・勝間・華浦・新田・向島・中関・華城・西浦・右田・富海・小野・大道・防府市野島漁村センター	
ふくし 防府市福祉センター		宮市・右田・牟礼・玉祖	

※ 公民館 この計画では、牟礼・松崎・佐波・勝間・華浦・新田・向島・中関・華城・西浦・右田・富海・小野・大道の各地区に設置された14公民館に、防府市野島漁村センターを含める。

防府市生涯学習推進会議設置要綱

令和3年1月20日制定

(目的)

第1条 防府市生涯学習推進計画を推進する上で、その推進を市民参加と協働の視点に立ったものとするため、防府市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 生涯学習施策の推進に関すること。
- (2) 生涯学習の奨励普及に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次の各号の区分による委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等関係者
- (3) 公募による者

2 前項第3号の公募による者の募集及び選考については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、必要の都度委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 防府市生涯学習推進会議委員名簿

(敬称略)

	区 分	所属団体等	氏 名
1	学識経験者	国立大学法人 山口大学（教授）	霜川 正幸
2	学校教育	防府市小学校長会（牟礼小学校長）	田邊 克
3		防府商工高等学校	中村 英哲
4	幼児教育	防府市幼稚園連盟（会長）	清水 博道
5		防府市保育協会（会長）	島田 教明
6	社会教育	防府市社会教育委員の会議（委員長）	渡邊 哲郎
7		防府市社会福祉協議会（会長）	柴田 學樹
8		防府ユネスコ協会（副会長）	山内 博則
9		防府市文化協会（会長）	岡本 早智子
10		防府市スポーツ推進委員連絡協議会（総務）	宮本 世志男
11		防府市P T A連合会（会長）	松浦 多紋
12		防府市市民活動支援センター（センター長）	京井 和子
13		防府市子ども会育成連絡協議会（会長）	藤井 孝造
14	防府市母子保健推進協議会（副会長）	尾崎 美也子	
15	公募	一般公募	持佛 和佑
16		一般公募	岡田 照美
17		一般公募	田村 栄良

防府市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱

令和2年10月7日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市生涯学習推進計画の策定を行うため、防府市生涯学習推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は次の事項を協議する。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること
- (2) その他生涯学習推進計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の区分による委員20人以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等関係者
- (3) 公募による者

2 前項第3号の公募による者の募集及び選考については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、防府市生涯学習推進計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

## 防府市生涯学習推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	区 分	所属団体等	氏 名
1	学識経験者	国立大学法人 山口大学（教授）	霜川 正幸
2	学校教育	防府市小学校長会（牟礼小学校長）	田邊 克
3		防府商工高等学校	中村 英哲
4	幼児教育	防府市幼稚園連盟（会長）	清水 博道
5		東牟礼保育園（園長）	上司 誠一郎
6	社会教育	防府市社会教育委員の会議（委員長）	渡邊 哲郎
7		防府市社会福祉協議会	上田 竜資
8		防府ユネスコ協会（副会長）	山内 博則
9		防府市文化協会（会長）	岡本 早智子
10		防府市スポーツ推進委員連絡協議会（理事）	佐々木 俊郎
11		防府市PTA連合会（会長）	松浦 多紋
12		防府市市民活動支援センター	山野 悦子
13		防府市子ども会育成連絡協議会（会長）	藤井 孝造
14	防府市母子保健推進協議会（副会長）	尾崎 美也子	
15	公募	一般公募	弘中 和夫
16		一般公募	堀 浩二

防府市生涯学習推進計画策定庁内委員会設置要綱

令和2年10月7日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市生涯学習推進計画の策定を行うため、防府市生涯学習推進計画策定庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること
- (2) その他生涯学習推進計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 庁内委員会は、別表1に掲げる職員をもって組織する。

- 2 委員長は教育部次長をもって充て、副委員長は生涯学習課長をもって充てる。
- 3 委員長は、庁内委員会を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、防府市生涯学習推進計画の策定が完了するまでとする。

(会議)

第5条 委員長は庁内委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 3 庁内委員会は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 庁内委員会の事務局は、教育委員会教育部生涯学習課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

## 別表第1（第3条関係）

## 防府市生涯学習推進計画策定庁内委員会名簿

区 分	職 名
委 員 長	教 育 部 次 長
副 委 員 長	生 涯 学 習 課 長
委 員	地 域 振 興 課 長
委 員	文 化 ・ ス ポ ー ツ 課 長
委 員	高 齢 福 祉 課 長
委 員	障 害 福 祉 課 長
委 員	子 育 て 支 援 課 長
委 員	社 会 福 祉 課 長
委 員	健 康 増 進 課 長
委 員	教 育 総 務 課 長
委 員	学 校 教 育 課 長
委 員	文 化 財 課 長



## 用語解説（※五十音順）

I o T (Internet of Things)	“インターネット・オブ・シングス”の略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
移動図書館車	図書館を直接利用しにくい利用者のため、資料を積んで定められた場所（ステーション）に行き、貸出し・返却業務等を行うための車両。
Webサービス	利用者が自宅や勤務先から、インターネットを経由して図書館のホームページで資料検索や予約等ができるサービス。
エンパワーメント	自分の人生を自分で決めながら生きるための力を身につける取組のこと。
家庭教育アドバイザー	山口県が開催している家庭教育アドバイザー養成講座を修了し、子育ての悩みの相談や子育て情報の提供等の家庭教育支援に携わる人。
家庭教育支援チーム	学習機会の提供、親子参加型行事の開催、子育てに関する情報提供及び相談対応を実施する家庭教育支援を行うことにより、地域全体で家庭教育を充実させていくことを目的とした子育て経験者等で構成するチーム。
「家庭の日」運動	青少年を健全に育てるための最も重要な基盤である家庭を見直すために、毎月第3日曜日を「家庭の日」として、防府市青少年育成市民会議を中心に推進している運動。
学芸員	博物館等で、資料の収集・保管・調査研究・展示等に携わる専門的職員。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
協働	多様な主体が、それぞれの特性を生かし、互いを尊重し、協力して取り組むこと。
公民館主事	公民館に配置され、社会教育の機会の企画・提供及び地域住民との連携の中で、社会教育の質を高めていく専門的職員。
コミュニティ・スクール	保護者や地域住民等で構成される学校運営協議会の意見を学校に反映させ、より充実した学校運営を図る制度。
産学公民	民間企業、学校、国・地方公共団体、地域住民・NPO等を表す。
司書	図書館で、図書の収集・整理・保存・提供等を行う専門的職員。
市民活動ボランティア マッチング	ボランティア活動を希望する市民のボランティア登録と、ボランティアの募集を希望する団体などのニーズ登録を受け、双方に情報提供などを行い、人と活動をつなぐ取組。
社会教育関係団体	法人か否かを問わず、公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体で、青少年教育に関する団体、成人教育に関する団体、社会教育施設関係団体、文化・芸術に関する団体等。
社会教育施設	教育・文化・スポーツなどの社会教育活動を目的に設置される施設で、公民館・図書館・博物館・青年の家・少年自然の家・婦人会館・社会教育会館など。
社会教育指導員	社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談又は社会教育関係団体の育成等にあたる非常勤職員。教育全般に関して豊かな識見を持ち、社会教育に関する指導技術を有する者から、教育委員会が委嘱する。
熟議	関係者全員が当事者意識をもち、子どもたちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有するために熟慮と討議を重ねること。

生涯学習関連施設	公民館・博物館・図書館等の社会教育施設のほか、スポーツ施設、文化施設、また生涯学習を支援する施設を含む。
生涯学習専門員	防府市独自の制度で、生涯学習に関する情報の収集・提供や、学習相談、「ほうふ幸せます人材バンク」のコーディネート等を行う専門職員。
生涯学習フェスティバル	生涯学習ボランティアや市民が主体的に企画・運営し、学ぶことの楽しさを伝えるとともに、多くの市民が生涯学習活動に参加する機会となるイベント。
少年少女発明クラブ	少年少女に科学的な興味・関心を追及する場を提供し、自由な環境の中で創作活動を行い、作品を完成する喜びを体験させ、創造性豊かな人間形成を図ることを目的とするクラブ。
スポーツ推進委員	行政と協力し合ってスポーツ推進のための事業の企画・運営および地域住民のスポーツ・健康づくりに関する推進を図る地域におけるスポーツの指導助言者。
ソーシャルメディア	インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称。
地域協育ネット	幼児期から中学校卒業程度までの子どもの育ちや学びを、地域ぐるみで見守り、支援することを意図した山口県が推進する教育支援体制。概ね中学校区をひとまとまりとし、地域協育ネット協議会*を核とした、学校・家庭・地域の連携による仕組み。
地域協育ネット協議会	めざす子どもの姿や具体的な活動内容等を共有し、協働で推進する。中学校区内の各学校運営協議会の代表、PTA代表、校長、公民館社会教育教育指導員で構成。
「地域協育ネット」コーディネーター養成講座	「地域協育ネット」に係るコーディネーターとして活動する者を対象とし、必要な知識・技能等を身に付け、地域活動の核となる人材を養成する。
地域コミュニティ活動	住民相互の交流が行われている概ね小学校区を単位とした地域コミュニティにおいて、主体的に取り組まれる活動。
地域の教育力	学びに関して優れた影響力をもつ、地域にある人的・物的な教育資源。
地域連携担当者	学校、家庭、地域の連携・協働を図るため各学校の分掌上に位置づけられたコミュニティ・スクール、地域協育ネットに係る担当教職員。
超スマート社会 (Society 5.0)	必要なもの・サービスを、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な制約を乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会。
文化センター	防府市文化福祉会館の中にあり、公民館業務や、他の公民館との連絡等を行う施設。
放課後子ども教室	放課後等の安全・安心な子どもたちの居場所を確保するために、地域住民の参画を得て、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動を行う。
『ほうふ幸せます人材バンク 「指導者バンク」』	ボランティア講師の登録・派遣制度。
防府市生涯学習推進会議	防府市における生涯学習関連施策の推進等を担う機関。
防府市青少年育成市民会議	市民の総意を結集して青少年育成市民運動を展開し、青少年の健全な育成を図ることを目的とした会議。
防府まるごと学校のつどい	コミュニティ・スクール及び地域協育ネットの関係者を対象にした地域連携教育における目標や活動内容等の共有を行うための会議。

ほうふみらい塾	次世代の防府市のリーダー養成のために、防府市教育委員会が市内の児童生徒を募って実施する土曜日の教育活動。防府市の人材や企業・文化財等の豊かな社会資源を活かして体験的な講座を開設している。
防府モデル	防府市において「地域まるごと学校」の理念のもと学校と公民館を核とした地域づくり、地域とともにある学校づくりを推進し、「教育のまち日本一」をめざすネットワークシステム。
ボランティア協働情報紙	生涯学習課、防府市社会福祉協議会、防府市市民活動支援センターの3機関で作成する生涯学習・市民活動・ボランティア活動に関する情報紙。
学ぼうやコンテスト	防府市の生涯学習マスコットキャラクター「学ぼうや」とその家族を題材にしたイラスト作品のコンテスト。
ライフステージ	人生における乳幼児期・少年期・青年期・成人期・高齢期等のそれぞれの段階。
リカレント教育	社会人になってからも、学校などの教育機関に戻り、学習し、また、社会に出ていくことを生涯続けることができる教育システムのこと。「学び直し」と表現されることもある。
レファレンス・サービス	知識や情報を求めてくる利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用し、必要としている知識・情報の検索方法を教えたり、回答を提供したりするサービス。